

ICTサービス安心・安全研究会

第2回会合 議事要旨

平成26年5月13日

1 日時 平成26年5月13日（火）10:00～12:00

2 場所 総務省8階 総務省第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

新美構成員（座長）、相田構成員、大谷構成員、岡村構成員、桑子構成員

是枝構成員、穴戸構成員、新保構成員

（欠席：清原構成員、長田構成員、橋元構成員、平野構成員）

○オブザーバ

（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンクモバイル（株）

○総務省

上川副大臣、桜井総務審議官、吉良総合通信基盤局長、安藤総合通信基盤局電気通信事業部長、菊池総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、竹村料金サービス課長、河内データ通信課長、玉田消費者行政課長、松井電気通信利用者情報政策室長、鎌田消費者行政課長補佐、増原消費者行政課長補佐、八代消費者行政課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

（1）消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG等の検討状況について

（2）スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォースにおける検討の結果について

（3）ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方について

（4）その他の事項

（3）閉会

5 議事要旨

（1）開会

- ・ 事務局より資料の確認

（2）消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG等の検討状況について

- ・ 事務局から、資料1について説明。

（岡村構成員）

- ・移動体通信事業者の皆様の実情をお聞きしたい。今、SIMロックの状況というのは、MVNOを含めてどのような状態にあるか、簡単に御紹介いただきたい。

((株) NTTドコモ)
- ・iPhone以外の端末についてはSIMロックの解除はできることとなっている。

(KDDI (株))
- ・KDDIの場合には、いわゆる第3世代の通信についてCDMA2000ということで、他の事業者様と仕様・標準が違っているということもあり、今のところSIMロックを解除しているという例はない。解除しても他のキャリアでは使えない状況である。

(ソフトバンクモバイル (株))
- ・ソフトバンクモバイルについては、2010年にガイドラインができてから、市場環境等を見て、一部の機種についてSIMロック解除に対応している。今後の見込みについてこの場で回答するのは難しいが、市場環境、あと競争環境、そういったところを見て判断していきたい。

((株) NTTドコモ)
- ・少し補足をさせていただきたい。ドコモのSIMロックの解除のものは、MVNOで使えるような形になっている。

(是枝構成員)
- ・通信事業者の方にお聞きしたい。訪問販売の割合と言うか、店頭販売と訪問販売の割合等について、情報があれば教えていただきたい。

((株) NTTドコモ)
- ・基本的に携帯、スマートフォンについては、訪問販売はやっていないので、一部通信販売はあるが、基本的にほとんど店頭販売である。

(KDDI (株))
- ・まずモバイル、携帯電話については、訪問販売は基本的にはない。あと弊社の場合、FTH、auひかりというサービスをやっており、こちらは、正確には覚えていないが、半分弱、半分以下だったと思うが、そういった形態はある。

(ソフトバンクモバイル (株))
- ・基本的に店舗販売がほとんど。一部通信販売や訪問販売も、微量な数だが存在はする。

(是枝構成員)
- ・もう一つ、店頭販売で、店頭で、様々な苦情が寄せられるということであるが、店頭で苦情専門の人、店員を配置しているところはあるか。

((株) NTTドコモ)
- ・お客様からのそういった御申告については、対応させていただく店員が、それぞれ対応できるようにしているので、専門の者がいるわけではないが、そういう御申告があれば、基本的には全ての者で対応できるような形をとっている。

(KDDI (株))

- ・基本的に a u ショップ等々で専門の者はいない。例えば量販店様のところに弊社のセールスアドバイザーというような形で、専門スタッフを配置するとか、そういった努力は行っている。

(ソフトバンクモバイル (株))

- ・専門のクレーム対応の店員はいないが、ショップでクレームになったときに、ショップの店員がエスカレーションする、いわゆるケアセンターというようなものがあり、そこでハードなクレームやトラブルになったものは、そちらに連絡して、そこが対応するというシステムをとっている。

(桑子構成員)

- ・電気通信サービスの複雑化・多様化に伴い、消費者保護ルールの見直し・充実の、これまでの検討の方向については、私は概ね、この方向で進めることが望ましいと考えているが、事業者にとって、一生懸命取り組んだ事業者が不利になるような見直しということになると、いろいろと実際の取組が進まないということになると思うので、そういった意味において、一部が不利になるような結果にならないことが重要であると考えている。

(大谷構成員)

- ・ヒアリングにおいて示された主な意見の中に、例えば6ページのソフトバンクの意見の中には、返品プログラムや機器の貸与、お試しサービスといった提案があるが、実際にされているのであれば、それはそれでいいと思う。7ページには、UQコミュニケーションズの試用期間の提供といったことも書かれており、クーリングオフの議論になっているが、こういった、実際に触ってみる、一定期間使ってみることが、電気通信サービス、特にスマートフォンの利用者にとっては重要なのではないかと思う。いくら店頭で丁寧に説明を受けたとしても、実際に使用して、普段自分が使用している環境に持ち帰って利用シーンの中で試してみると、気付くことがたくさんあるので、説明義務を充実させることも極めて重要だが、実際に試しに使ってみるという機会を持たせている事業者の対応を、よく広めていくことが必要なのではないか。もし実際にそういった対応をされている事業者があれば、紹介いただきたい。

((株) NTTドコモ)

- ・まず、端末もいろいろあるが、実際に持ち帰る前に、まずお店にお越しになられた際に、そこで触っていただいて、実際に電波を使えるような状況で触っていただいて、お試しいただけるような機会というのは今も御提供している。それから持ち帰りになられて、御契約いただいて、それでも電波がなかなかつながらない場合には、「聞かせて！ドコモの電波状況」というものを御提供させていただいており、いろいろなお問合せをいただくと改善に関するお答えをさせていただくということを今行っている。
- ・それから、御契約の事前にお試しいただくものは、今やってないが、これについては、事前にサービスエリア、お持ち帰りいただいて電波の状況がどうかという確認ができる仕組みについては、今、検討させていただきたいと考えている。

(KDDI (株))

- ・お試しということだと、KDDIの場合、auスマートサポートという、これは有料のサービスではあるが、御購入前にスマートフォンやタブレットをお試しのレンタルということで、15日間お使いいただくというサービスがある。

(ソフトバンクモバイル (株))

- ・まさに大谷構成員から説明があったように、電波の問題等は、基本的に説明を尽くしても説明をし尽くせない。家に帰って見ないと分からないとか、自分の生活圏に戻らないと分からないといった部分があるので、そういったところについては、お試してみたいなサービスというのは一定の有効性があるかというふうに思っている。弊社では、電波保証プログラムというプログラムを行っており、8日間の間で御利用いただき、電波等に満足いただけない場合は、そのままお返しいただくというサービスを行っている。

(新美座長)

- ・今のことに関連して質問だが、お試し期間というのは分かったが、お試し期間、ずっと過ぎてから、例えば隣に高いビルが建ってしまって電波状況が悪くなったとか、そういうような事情の変更については、どう対応されているのか。

((株) NTTドコモ)

- ・電波の状況は、最初に問題があった場合、先ほど「聞かせて！ドコモの電波状況」でお話を伺って改善策を御提案させていただくと説明したが、一定期間たってから、そういった状況が起こった場合でも、同じ「聞かせて！ドコモの電波状況」というのを利用して、御対応させていただくということを行っている。

(KDDI (株))

- ・我々も電波サポート24と呼んでいるが、御申告いただいたら、できるだけ24時間以内にご相談内容を受付けて、改善するというので、駆けつけて対策をやるというようなものがある。基地局のほうを、いろいろ状況の変化で微調整するとか、室内の改善を図るためのレピーターをいろんなところに置いてみるとか、そういったことを行っている。

(ソフトバンクモバイル (株))

- ・基本的に他の2社とほぼ同様だが、電波の申告について受け付ける、ウェブ上のページがあるので、そこで申告いただければ規定に応じて対処するという対応を行っている。

(3) 上川副大臣挨拶

(上川副大臣)

- ・第2回の「ICTサービス安心・安全研究会」、大変お忙しい中をお集まりをいただき御礼申し上げます。途中からということで、ただいま、今日の研究会の第1の議題である消費者保護ルールの見直し・充実に関するワーキンググループの検討の成果を踏まえての

御議論を賜り、ほぼ今、第1テーマのアジェンダが進んだと思っている。

- 今日はその他に、スマートフォンのアプリケーション利用におけるプライバシー問題への対応状況と、さらには青少年の間で急速に進んでいるスマートフォンの御利用に関して、様々な課題についての取組について、後ほど御報告をいただけるものと思っており、よろしくお願い申し上げたい。
- この間の総務省の中での動きについて御報告をさせていただきたい。先月、2020年東京オリンピック・パラリンピックの大会に向け、総務省の中に準備本部を立ち上げ、第1回の会合が開催された。この会合においては、新藤総務大臣から、2020年オリンピック・パラリンピックの東京大会が経済再生と飛躍への起爆剤であるということ、そして我が国の再生を世界に発信する絶好の機会とするということに加え、全世界から我が国を訪れる外国人の方が、この技術あるいは魅力を十分に感じていただけるよう、ICT環境そのものも世界最高水準にすることについて指示が出されたところである。
- この世界最高水準のICT環境の構築に向けては、先日、情報通信審議会の特別部会、2020-ICT基盤政策特別部会において、競争政策の見直しに関する議論が行われたところであるが、これからサービスの中身の競争が進んでいく中で、安心・安全なサービスであることも、利用者、あるいは事業者の双方にとって大変重要な条件になってくるところである。その意味でも、競争環境整備と同時に、安全・安心な利用環境の整備というのは、まさに車の両輪を成すものと考えており、この研究会が御議論の大変重い任務、ミッションを担っていると認識している。
- そういう意味で、ぜひとも、これまでの御議論も踏まえ、さらにきめ細かな課題解決に向けての対応をよろしくお願い申し上げます。

(4) スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォースにおける検討の結果

- 新保スマートフォン アプリケーション プライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース主査、(株)日本総合研究所より資料2-1について説明。
- 事務局より資料2-2について説明。

(宍戸構成員)

- お話を伺い、広告配信事業者、それからアプリ作成者、それから第三者検証と、いろいろ進展してるということだが、やはり、アプリマーケット運営事業者の取組がどれだけ進むか、これもまた1つの鍵だろうと思う。日本総研さんから御説明いただいた21ページを拝見すると、iOSでは、インストール後も、アプリが最初に位置情報等の情報を取得するタイミングで、ジャストインタイムでポップアップが表示される。あるいはプライバシー設定画面からダッシュボードでアプリごとに位置情報等の情報の取得の許

諾が確認・設定可能である。これはユーザーコントロールという観点から極めて有用な仕組みだろうと思ひ、私も、よくいじって遊んでいる。

- ・気になるのは20ページ、Androidのほう。ユーザーによるプライバシーコントロールについて、Googleによるどういう取組が実際にあるのか、あるいは進んでいるのか、教えていただきたい。

((株) 日本総合研究所)

- ・AndroidとiOSでは、テクノロジー・アーキテクチャーが異なる。Androidは、アプリごとに利用者情報の取扱いについて確認する機能があるが、取り扱っている利用者情報項目各々についてオン・オフなどのダッシュボード機能を持っておらず個別の利用者情報に係る機能をコントロールすることはできない。ただし、Android端末の場合、例えばシャープ社が、電話帳アクセスモニター機能を提供している。これはSPIの検討当初から紹介されてきているが、端末開発事業者が、電話帳アクセス機能をオン・オフでコントロールできる機能を追加したりするケースがある。

(宍戸構成員)

- ・御説明感謝。OSレベルでも端末レベルでもいいが、利用者がどういうタイミングで、ないしどういうアプリを使っている等の文脈で情報を取られるのかがわかることが重要ではないか。例えば地図アプリを使っている場合に位置情報を取られるのは普通は想定しているだろう。それに対して、例えば無料ゲームをやっているときに位置情報を取られるのは、普通は想定外だったりというように、コンテキストに応じて情報が取られているかどうか、利用者にとって予想できる場合と予想できない場合があると思う。そういった観点からすると、OSないし端末のところでコントロールができるのは、利用者の自己情報コントロールからみて非常に望ましいことだと思う。そういう点についても、今後ぜひ情報提供していただき、また、総務省のほうでも、然るべく端末メーカーや関係府省、あるいはOS事業者と協議するよう考えていただければ、というのが私の意見である。

(新美座長)

- ・御意見感謝。この点は多分、新保主査がきちんと今後の対応を考えていただけたらと思う。

(岡村構成員)

- ・やはり私も日本総研さんに質問があるが、先ほどから著作権が解析等の壁になっている趣旨の発言があったように思うが、もう少し具体的にお聞かせいただきたい。

((株) 日本総合研究所)

- ・これは、技術検討WGで出てきている話で、技術検証主体が気にしてる。例えば、アプリの動作について本当に詳細検証していくと、コードロジックを見ていくという話になってくる。これは著作権の話にも関わる問題でもあるが、あとやはりアプリ開発事業者との契約関係はどうなのか等、制度的な検討もしていかないと、技術検証実施者は法的リスクによりなかなか深入りできず、詳細な検証を実施することに対して躊躇するとい

う意見が多い。なかなかグレーラインで実施する検証では正確に検証できないだろう。コードロジックを見て、どこまで正確に検証していくのか。技術的な限界はあるので、どこまで正確性を担保し、どこまでやり切るかといった視点で、その辺りは、制度面からの検討も含めスタディしたいという話があった。

(岡村構成員)

- ・今の件、本件と違ってマルウェア解析も含めて、日本の著作権法には、せっかく副大臣お越しになっているので、要はリバースエンジニアリング的なことをするということが明文の制限規定で認められていないので、かなり躊躇しているという動きがあるように感じるが、そういう御趣旨ということか。

((株) 日本総合研究所)

- ・まさにそうである。リバースエンジニアリングの問題である。

(岡村構成員)

- ・では、どうするのが一番望ましいというように考えられているか。

((株) 日本総合研究所)

- ・やはり第三者検証は、将来的に考えたら、第三者検証主体が、消費者に安心安全な環境を提供するなど明確な目的の下で、透明性担保の観点から、リバースエンジニアリングがある程度の範囲で検証のために必要であるので部分的に認める等、一定のルールが担保されれば、体面立って検証できるといったところがあるかと思う。

(新美構成員)

- ・今の点は、今後の方向を決めるのにかなり重要なポイントだと思うので、その辺も細かく今後検討していただきたい。場合によっては著作権法も触るということもあり得るということも視野に入れておいていただきたい。特にリバースエンジニアリングを禁止ないしは抑制するというのは、それ自体を抑制するのか、その後に起きる事態を懸念してということなのか、その辺がなかなかボーダーライン引きがたいところがあるかと思うので。その辺を含めて著作権法の議論は深めていっていただきたい。

(近藤構成員)

- ・12ページで、こういった情報が、広告だけにお金が動いているやのように受け取れるが、もし間違っていたら御指摘いただきたいが、利用者からすると、広告をもらっても、それはまあ見なきゃいいだけの話で、むしろ個人情報として何か犯罪とか、悪い人にそれが渡されてしまうのではないかということ危惧すると思うが、そういうことは捕捉できるのか。

((株) 日本総合研究所)

- ・実際、どういう犯罪に使われているかという捕捉することは難しい。というのは、情報収集モジュール等を組み込まれると、それこそ国内外の事業者のモジュールが存在するわけで、情報が国内外の第三者に提供されることもあり、全て正確に追っていくというのが現実で難しい。やはりそこは、今後実証実験で、ホワイトリスト・ブラックリスト

型ではないが、こういうモジュール事業者は信頼に値する等、モジュール事業者にも協力を得ながら環境整備が必要かと。アプリプライバシーポリシーを書いて、「こういう目的でこういう情報を利用している」と記載している事業者が増えてきたら、徐々にそういう、よく分からないアプリやモジュールは駆逐されていくだろう。真面目に取り組んでいる方々を前面に出して、こういう方々は、検証した結果、「プライバシーポリシーに記載されている通りプライバシーに配慮した取組を行っている」ということをどんどんアピールしていったら徐々に不透明なアプリやモジュールを駆逐するしかないのかなというのが、今現状見ているところの見解である。

(近藤構成員)

- ・ということは、その情報の流通の全体像を見渡すのはとても困難ということか。

((株) 日本総合研究所)

- ・現在は、かなり困難である。

(事務局)

- ・1点、補足すると、今のところ、情報収集モジュールによる情報の流通、これは非常にやはり見えにくいというのが一番問題ということで、その中で情報収集モジュールのリスト化、これを進めていきたいと。日本の事業者においては、広告モジュールの中では基本的には広告事業者だけでしっかりと管理されているとは思いますが、やはり海外の不審なモジュールというのも多々見られるというところである。そうしたモジュールをしっかりリスト化して、どれが安心なモジュールかというようなことも含めて、しっかり検証していきたい。それも実証実験の中で新しいモジュール技術等への対応、それから不審なモジュールへの対応というのでも進めていきたい。

(宍戸構成員)

- ・やはりアプリマーケット運営事業者の辺りだが、KDDIからは、au Marketで、アプリの動作を審査・チェックしているという説明があった。NTTドコモでは、「dアプリ&レビュー」と「スゴ得コンテンツ」があるが、実際、どれくらいのアプリの数を、どういう形で審査しているのかを、差し支えない範囲で教えていただきたい。加えて、ソフトバンクで同じようなことをされているのかも、教えていただきたい。

((株) NTTドコモ)

- ・dマーケットというのがあり、そこでCPさんのアプリを提供できる場があるが、こちらについては、その中で大体利用されている上位100サイトを見てみると、その中に2700のアプリが存在する。それらのうち2500、約9割がAPPへの対応を確認している、あるいは対応の予定があるということとなっている。
- ・それから「スゴ得コンテンツ」については、今、120のコンテンツを提供しているが、そのうち70程度がAndroidのアプリである。Androidのアプリに対しては、アプリ公開とかアップデートの際に審査をしているが、その審査においては、動的解析とか静的解析、それからプライバシーポリシー、アプリ内容のチェックをしている。

- ・「dアプリ&レビュー」については、これもアプリを掲載する前にコンテンツの内容や動作確認、それから取得しているパーミッション、そのアプリプライバシーポリシーをチェックして、その上で掲載をしている対応をとっている。

(宍戸構成員)

- ・1点、「dアプリ&レビュー」では静的解析・動的解析まではされていないということによろしいか。

((株)NTTドコモ)

- ・然り。こちらは動作確認ということで対応している。

(KDDI(株))

- ・KDDIはau Marketと、あとスマートパスとあって、多くのお客様に御利用いただいているアプリがあり、スマートパスについては500以上のアプリがあるが、これについては、全て、静的解析・動的解析含めて、きちんとやっている。
- ・au Marketについては、これに加えて順次ということで、数字は持っていないが、やっているということである。

(ソフトバンクモバイル(株))

- ・当社の場合、例えばau Marketのような配信型ではなくて紹介型という形でやっているが、基本的に、そのアプリの紹介サイトの中で、メニューリストだとかファンサイトというサイトを用意しており、そこに載せるサイトについては、規約とか、申請書の中で、プラポリをきちんと作ってくれとか、プラポリを自社のサイトにちゃんと公開してくれというようなことを促すような取組を行っている。

(5) ICTによる2020年代創造のための青少年保護・育成の在り方について

- ・事務局より資料3-1を説明
- ・アルプスシステムインテグレーション株式会社、ネットスター株式会社の菅崎取締役・長谷部氏より、資料3-2-1を説明
- ・高橋正夫 安心ネットづくり促進協議会会長・モバイルコンテンツ審査・倫理機構代表理事より、説明

(高橋会長・代表理事)

- ・安心協の会長と、EMAの代表理事をつとめている。自分はそもそもは全国高等学校PTA連合会の会長をつとめており、その絡みで、携帯電話の問題が総務省で取り上げられているときに、意見を聞かせてほしいということと呼ばれた。聞いてみると、子どもたちの携帯電話にフィルタリングをかけるということで、その当時はここまで詳しい内容は分からなくて、とにかく規制をするという話だった。また、小学校から高校まで、全部一律にかけるという話があったが、それはやめていただきたいと意見を出した。特に高校生に関しては、ある程度リテラシーの高い生徒がいるので、そうした場合は外す

権利も与えていただきたいというところからスタートした。当初そういった規制がかかることに関して、保護者の立場から発言すべく、担ぎ出されて、今日に至っている。

- そもそも、やはり、スタートが子どもたちに安全に安心してネットが使えるよう、みんなで頑張っていきましょうということで、安心協の設立前に、内閣府の「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」が始まった。しかし、喉元過ぎればという感じで、実際スタートしてしばらくしたら、現在では、スマホが一斉に普及している中、フィルタリングについては、Wi-Fiは対応できないなど、だんだん当時の基本を忘れてきたような動きがある。そういったことも含め、安心協の中で話し合い、やはり原点に戻るべきではないかと考えている。
- 詳しい内容は、今日、安心協とEMAから2人、事務局が来ているので、そちらから説明してもらおうが、その2つの組織プラス小中のPTA、高校のPTAが今一緒になって、子どもたちに色々なことを教え、そして保護者に勉強してもらおうと活動している。今、30代の保護者でも、フィルタリングを外す、外さないということや、どういったフィルタリングをかけたらいかなどについて、ほとんどが分かっていない。先ほど色々な説明があったが、専門の皆さんは分かるが、保護者は分からないというのが実情である。そうした状況の中、徹底して、みんなで繰り返し繰り返し講習会を行いながら、周知して、リテラシーも上げていこうとしている。「ペアレンタルコントロール」ということも聞くが、実際、中身が分かってないのに、家で話をして、みんなでルールを決めましょうというのは、もう少しレベルが上がった段階の話で、まだそこまでいってない家庭は相当あるということを忘れてはいけない。そういった意味で、もう1回原点に戻ってやっていただきたいと思う。こういったことをお互い連携しながら、みんなで、子どもたちを真ん中に置いて、どういうふうにやっていけばいいか。そのために、いろんな業界の方の力も借りて、やっていく必要があると思う。
- 最近は携帯電話だけではなく、音楽プレイヤーなども出てきて、これは総務省と経産省がどうしても重複するところが出てきており、非常に困っている。販売してしまった後に、実は、フィルタリングがかからないなどと言われても非常に困るが、今、その対応をどうするかということを議論している。
- それと、その当時、一緒にみんなで頑張っていこうと言って安心協等の設立に関わった会社が、抜けていっている状況である。だから喉元過ぎたらという言い方をしたが、そういう意味で、やはりもう1回原点に戻って、こういったことをするべきではないか。では国を挙げてやる意思があるのかないのか。あるのであれば、もう少しやはり一般企業も、社会奉仕という気持ちも含めてやっていくべきだろう。国の予算下で活動する組織であれば、親方日の丸みたいに、とにかく一所懸命頑張っていると言え、それでいいかもしれない。しかし、民間主導の下で、やはりみんなの出資金でフィルタリングをずっとやっていくことが重要ではないか。そういったところを、もう1回、やはり法整備をしてでも原点に戻すべきなのか、やはり今は一般企業みんなの力をもう1回再結

集して子どもたちを守っていくのか、その辺のちょうど岐路に立っているのではないかと感じている。

- ・吉岡モバイルコンテンツ審査・運用監視機構事務局長より、資料3-2-2を説明。
- ・石原安心協事務局長より、資料3-3を説明。

(宍戸構成員)

- ・質問と言うよりは意見を述べる。私もこの分野はそれなりに勉強してきたつもりだが、EMAがあり、フィルタリング事業者があり、携帯事業者がいるということで、それぞれの方がそれぞれの取組みを、iOS、Android携帯などで、様々な形で取り組んでいるわけだが、今、お話を伺っても、それが総体としてやはり、見えない。そのことが、保護者の方々から見てフィルタリングが理解できない最大の要因だろうと思う。また皆さんの中で、実際どう連携されているか、連携されている場合でも、携帯事業者とフィルタリング事業者で強い連携をしている場合もあれば、そうでない場合もあるなど、全体像が見えないことが大きな問題ではないか。そういう事業者あるいは関係者が一堂に会してよく情報交換をしたり、それぞれがどういう役割を担い、どう連携して、どこに漏れがないか、どういう課題をどう解決するか、共有するか、という枠組みを作ることも、例えばこの研究会の場、あるいは総務省において、御検討いただくのがいいのではないかと思う。

(新美座長)

- ・御意見感謝。今の宍戸構成員の御意見にもあったが、このICTを巡る様々な技術進歩、あるいはそれに伴う環境変化というものが非常に進展が速く、これまでの枠組みがなかなか青少年の健全な育成という観点からするとキャッチアップできていないというのが実情として浮かび上がってきたのではないか。この問題については、今、宍戸構成員の御意見にあったとおり、何らかの形で、きちんと今後の方向を見定めていかないと、従前のやり方をそのまま単に踏襲するだけでは、いい成果は得られないのではないか。場合によっては表現の自由と、青少年の健全な育成というバランスを取って作られたシステムが、再びある意味で巻き戻しになってしまう、そういう懸念もあるので、私個人としては、ワーキングを作るというところまでは考えていないが、こうした問題について専門としている方々に集まっていただき、短期間で、先ほど宍戸構成員の御意見のように、全体像を一度きちんと把握して、どんな方向性が探れるのかということを検討する組織を作り上げるのが大切ではないかと思う。
 - ・そういったものを作る必要性があると考えており、そういった方向性を探るような検討組織を作る点について御賛同いただけるか。
- ・ 青少年に関する会合の設置及び会合参加者の選任を座長が行うことにつき了承さ

れた。

(6) 副大臣挨拶

(上川副大臣)

- ・長時間にわたり、3つのテーマについて御検討、御議論賜り、御礼申し上げます。
- ・特に最後の青少年に対して、その問題を捉えることが安全・安心なICT環境を整備することの、ベースとなるのではないかと考えている。子どもが小さなときからICTの環境にしっかりと触れながら成長していくためには成長のステージに合わせてどう対応していくかということにしっかりと取り組むこと自体が重要であり、日本の社会の中のICT環境の安全・安心の基本的な考え方の枠組みのベースになるのではないかと改めて感じた。
- ・青少年担当の特命の大臣をしていたときに、まさにこのフィルタリングの問題の真ただ中の議論に参加していたが、やはり時代が進むと、先ほど高橋様の御意見にあったように、原点を忘れてくるので、今、座長の方向性の御提言があったが、ぜひとも、ここについては丁寧に御議論を賜ればと思う。
- ・また、先ほど著作権との関係の中での、リバースエンジニアリングということの御指摘があり、やはり法律の枠組みの部分に触っていく部分であると考えているので、著作権は大変大きなフレームワークであるが、この点についても、ぜひともさらに突っ込んだ御議論を賜りたく、よろしくお願ひ申し上げます。
- ・大変熱心に御議論いただき、感謝。必ずや、皆さんの御議論が生きてくるので、よろしく、今後ともお願ひを申し上げます。

(7) 閉会